

# 物品等の調達における障害者雇用促進企業等に対する優遇措置の実施に関する要綱

(平成17年4月1日制定)

(平成19年4月1日改正)

(平成19年4月18日改正)

(平成22年4月1日改正)

(平成25年4月1日改正)

(平成28年3月24日改正)

(平成28年4月25日改正)

(平成30年4月1日改正)

(令和元年5月1日改正)

(趣旨)

第1条 この要綱は、物品等（物品、印刷物（障害者福祉の増進及び障害者の雇用の拡大のために利用するものに限る。）及びクリーニングの請負をいう。以下同じ。）の調達において、障害者の雇用に積極的に取り組む企業（以下「障害者雇用促進企業」という。）を選定し、又は障害者就労施設等から優先的に物品等を調達する場合の取扱いを定めることにより、県内の障害者の雇用及び就労の促進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「障害者」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第2条に規定する者をいう。

2 この要綱において「障害者雇用促進企業」とは、次のいずれにも該当する者であって第7条の規定により登録を受けたものをいう。

(1) 和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）に規定する一般競争入札等に参加する者に必要な資格を有する者

(2) 和歌山県内に本店、支店、営業所等（以下「県内事業所」という。）を有する者であって、県内事業所（2以上の県内事業所がある場合は県内事業所全体）において、過去1年間の各月の初日において雇用する障害者の割合が障害者雇用促進法で規定する雇用率の2倍以上である者（障害者雇用促進法附則（抄）第3条第2項の規定による除外率により算定した従業員数が**45.5**人未満の事業主に係る県内事業所にあつては1人以上の障害者を雇用している者）

3 この要綱において「障害者就労施設等」とは、県内に所在する次のもので第7条の規定により登録を受けたものをいう。

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号 以下「障害者優先調達推進法」という。）第2条第4項に規定する障害者就労施設等

ア 障害者支援施設

イ 地域活動支援センター

ウ 障害者福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）

エ 小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な助成を受けている施設をいう。）

オ 特例子会社（障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第1号に規定する事業所をいう。）

カ 重度障害者多数雇用事業所（障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所をいう。）

キ 在宅就業障害者

ク 在宅就業支援団体

ケ ア～クまでの施設に準ずる者として知事の認定を受けた者

（適用範囲）

第3条 この要綱は、和歌山県が行う物品等の調達において適用する。

（障害者雇用促進企業の登録申請）

第4条 障害者雇用促進企業の登録を受けようとする者は、障害者雇用促進企業登録申請書（別記第1号様式）に障害者雇用状況計算書（別記第2号様式）を添えて、知事に申請するものとする。

（障害者就労施設等の登録申請）

第5条 障害者就労施設等の登録を受けようとする者は、障害者就労施設等登録申請書（別記第3号様式）により、知事に申請するものとする。

（申請書の提出先及び提出時期）

第6条 第4条の障害者雇用促進企業登録申請書は、会計局総務事務集中課に、第5条の障害者就労施設等登録申請書は、福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課に、次に掲げるいずれかの期間に提出しなければならない。

（1）毎年5月1日から5月31日まで

（2）毎年11月1日から11月30日まで

（登録等）

第7条 知事は、第4条又は第5条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、要件を満たすと認めるときは、登録を行うとともに、障害者雇用促進企業登録審査結果通知書（別記第4号様式）又は障害者就労施設等登

録審査結果通知書（別記第5号様式）により当該申請者に通知する。

2 前項の規定による障害者雇用促進企業及び障害者就労施設等の登録日は、次のとおりとする。

(1) 第6条第1号の期間に提出された場合は、当該年の8月1日

(2) 第6条第2号の期間に提出された場合は、当該年の翌年の2月1日

（登録の有効期間）

第8条 障害者雇用促進企業及び障害者就労施設等の登録の有効期間は、毎年8月1日から翌年の7月31日までとする。ただし、前条第2項第2号の登録の有効期間は、同年の7月31日までとする。

（登録の有効期間の更新申請）

第9条 障害者雇用促進企業又は障害者就労施設等の登録を受けた者が、前条の登録の有効期間を更新しようとするときは、申請を第6条第1号の期間内に行わなければならない。

（準用）

第10条 第7条及び第8条の規定は、前条について準用する。

（登録の取消し）

第11条 知事は、障害者雇用促進企業又は障害者就労施設等の登録を受けた者が、要件に該当しなくなったときは、該当しなくなった旨の報告のあった月の末日をもって、当該登録を取り消す。

2 知事は、障害者雇用促進企業又は障害者就労施設等の登録を受けた者が、偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したときは、直ちに当該登録を取り消す。

（障害者雇用促進企業等の周知）

第12条 知事は、障害者雇用促進企業及び障害者就労施設等の名簿を作成し、公表するものとする。

（随意契約における選定）

第13条 知事は、随意契約（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第1号に該当する場合に限る。）により障害者雇用促進企業が資格を有する物品等の調達を行う場合において、2人以上の者から見積書を徴するときは、該当する障害者雇用促進企業を選定する。

（選定における特例）

第14条 前条の場合において、障害者雇用促進企業が調達しようとする物品等の履行に必要な技術力を有していないと認められる等特別の事由がある場合は、障害者雇用促進企業を選定しない。

（障害者就労施設等が供給できる物品等の調達）

第 15 条 知事は、障害者就労施設等が供給できる物品等を調達しようとするときは、予算の適正な執行及び和歌山県財務規則（昭和 63 年規則第 28 号）第 109 条の規定に留意しつつ、障害者就労施設等から調達するよう努めるものとする。ただし、印刷物及びクリーニングの請負にあつては、地域性又は履行能力を勘案し、障害者就労施設等を優先的に選定するよう努めるものとする。

2 前項ただし書の規定は、令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に該当する場合に限るものとする。

（その他）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。